平成２４年（フ）第６４号
兵庫県西宮市甑岩町７番25―202号
債務者　Ｍｏｒｉ－ｇａ－Ｂｕｓｅｎこと　庄盛　裕人
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県西宮市甑岩町７番25―202号
債務者　庄盛　直美
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８８号
兵庫県西宮市西波止町３番23―104号
債務者　藤井　好則
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７８号
奈良市三条栄町11番３号
債務者　岩本　栄子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６４号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地１―502
債務者　東平　眞輔
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５９９号
奈良県生駒市真弓１丁目８番13号
債務者　寶村　富信
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１５号
奈良市六条西２丁目９番10―８号
債務者　米倉　　緑
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
奈良市西大寺北町４丁目３番８号
債務者　山野　　博
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５号
奈良県桜井市大字忍阪27番地
債務者　町田　滿二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０号
奈良県天理市兵庫町445番地３
債務者　大塚　千津
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
奈良県生駒市本町13番31号
債務者　石原　　修
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５５３号
愛媛県松山市宮田町139番地６　寿ビル707号
債務者　森田　鈴美
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
愛媛県松山市畑寺１丁目７番36号　吟松団地111号
債務者　宮本　隆司
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
愛媛県松山市古川北２丁目７番24号
債務者　吉田貴美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
愛媛県松山市三津２丁目12番27号　フェリスコート三津1203号
債務者　千守　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
愛媛県松山市上野町甲100番地１
債務者　吉良　千波
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３号
愛媛県松山市和泉北１丁目１番９号　M&Pハウス202号
債務者　山田美枝子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
愛媛県松山市北井門５丁目11番３号
債務者　加藤　優子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
松山地方裁判所民事部